

立命館大学総合科学技術研究機構スポーツ健康科学研究センター
BeActive 研究会 規約

(名称)

第1条 立命館大学総合科学技術研究機構スポーツ健康科学研究センター(以下「研究センター」という)に、BeActive研究会(以下「研究会」という)をおく。

(目的)

第2条 研究会は、研究センター研究員および研究会会員が相互に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、スポーツ健康科学の推進と産業の発展のためのプラットフォームを形成することを目的とする。

(事業)

第3条 研究センターは、研究会の目的を達成するため、次の会員向け事業を行う。

- (1) 会員制研究会
- (2) スポーツ健康施設・設備の実習会
- (3) インターネット等における情報の発信
- (4) その他、研究会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 研究会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員(アソシエイト)
- (3) 賛助会員 法人会員、個人会員以外で、運営委員会が特に入会を認めた団体および個人

(入会)

第5条 研究会に入会しようとするときは、スポーツ健康科学研究センター長(以下「センター長」という)に入会申込書を提出し、別に定める年会費を納入しなければならない。

2 入会の申し込みを行ったものに対しては、センター長が入会の適否を判断のうえ、これを認める。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、運営委員会の審議により、退会させることができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 研究会の目的に反する行為があったとき

(運営委員会の設置)

第7条 研究会の運営に関する事項を審議するため、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 研究センター研究員から若干名
- (3) 法人会員から若干名

3 委員長はセンター長が務める。

(会計)

第8条 会員は以下の各号に定める年会費を納入しなければならない。

会員の年会費は、以下のとおりとする。

- (1) 法人会員：1法人あたり1口10万円
- (2) 個人会員(アソシエイト)：1人あたり1口1万円
- (3) 賛助会員：無料

3 年会費は研究会が企画する事業のための経費として使用する。

4 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

5 研究会の会計年度は、毎年4月1日より開始し、翌年の3月31日をもって終了する。

6 会計年度に係る決算終了後、運営委員会に決算報告を行う。

(改廃)

第9条 本規約の改廃は、運営委員会が行う。

附 則

この規約は2012年6月1日から施行する。